

## 令和6年度東ティモール共同法制研究（法案起草能力向上支援）

国際協力部教官

大谷 洋 史

前国際協力部教官（現千葉地方裁判所判事）

原 彰 一

国際協力部教官

樋口 瑠 惟

### 第1 はじめに

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）は、平成14年（2002年）の独立回復後、諸外国、国際機関等の支援を受けながら国づくりを進めており、現在、「東ティモール司法分野戦略計画2011-2030」等に基づき、東ティモール司法省を中心として、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等に取り組んでいる。

しかしながら、いまだ、制度の基盤、人材、情報、経験等が不足しており、外国人アドバイザーの関与による立法作業、外国人専門家の講義による法曹養成、諸外国及び国際機関の支援を受けた訴訟手続等、諸外国、国際機関等による支援に、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等の大部分を委ねている状況にある。

我が国としても、平成21年（2009年）頃から、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みによる支援又は当部の独自支援により、東ティモールに対する法制度整備支援を行ってきた。支援の内容としては、東ティモール司法省法律諮問立法局の幹部職員等を対象とし、東ティモールの優先度及び要望を踏まえた具体的な法律案の起草支援を行いながら、法案起草能力の向上を目指すものであり、これまで、逃亡犯罪人引渡法、違法薬物取引取締法、少年法、調停法、不動産所有権の定義のための特別措置法、不動産登記法、地積情報法等を取り上げてきた。その結果として、起草の対象とした法令の一部が成立するとともに、東ティモール司法省において、立法手続に係る基本的知識が習得され、具体的な法案起草に役立てられるなど、支援の成果は着実に上がっている。現在も、当部による支援が継続され、令和6年（2024年）8月の現地出張においては、東ティモール司法省から、引き続き我が国の支援を実施してほしい旨の要望が示された。

### 第2 本共同法制研究の趣旨

東ティモールに対する当部によるこれまでの継続的な支援により一定の成果が上がり、良い評価を受けている中で、今般、東ティモール側から、①土地関連法案、②個人情報保護法案及び③サイバー犯罪関連法案を対象として、法案起草能力向上支援をしてほしい旨の要望が示された。

これらの中でも優先度が高いものは①土地関連法案であるとのことであるが、東ティ

モールにとって、土地関連法制は、国家の基礎的な基盤に当たり、経済発展及び開発を推進するためにも重要な法制度であり、これまでに不動産所有権の定義のための特別措置法、不動産登記法、地積情報法が施行されたことを踏まえ、その関連法の整備が課題であるため、上記の要望に応えた法案起草能力向上支援を実施することは有益であると考えた。

また、②個人情報保護法案及び③サイバー犯罪関連法案についても、行政部門のデジタル化を含む東ティモールの状況の変化により新たに喫緊の課題になったものであり、当部がこれまで支援してきた土地法等、不動産登記法、地積情報法の実施とも密接に関連する必要不可欠な法制と認められることから、その要望に応えた法案起草能力向上支援を実施することは有益であると考えた。

他方、当部にとって、土地関連法を中心とした我が国の法制度を研究するとともに、東ティモールの法令及び司法制度の状況を把握し、東ティモール司法省関係者と意見交換することは、今後、我が国による東ティモールに対する法制度整備支援の方向性を検討する上で必要であると思われた。

したがって、今回、土地関連法を中心とした共同法制研究を実施することは、東ティモール及び我が国双方にとって、有意義であると考え、東ティモール司法省の要望に応じることとし、本共同法制研究を実施することとした。

以下、本共同法制研究の概要を簡単に報告する。

### 第3 本共同法制研究の概要

#### 1 全体の概要

本共同法制研究は、令和7年（2025年）1月14日（火）から同月23日（木）までの間、東ティモール司法省の職員6名を我が国に招へいし、東京において、我が国の法制度に関する講義、関係機関に対する訪問及び見学、同機関職員との協議等を実施するとともに、東ティモールの法令及び司法制度に係る情報を収集するものであった。

本共同研究の詳細な日程等については、別紙（別紙1は日程表、別紙2は共同研究参加者名簿）を参照されたい。

#### 2 東ティモール側研究員（以下「研究員」という。）による発表

研究員から、東ティモールにおける土地問題等について発表を受け、研究員と当部教官らとで意見交換を実施した。

#### 3 講義

##### (1) 「公物法」

亘理格北海道大学名誉教授から、公物法に関する講義を受けるとともに、公物法の基礎理論を踏まえながら、研究員と教授とで、東ティモールの土地関連法案に関

する意見交換を実施した。

(2) 「土地に関する紛争解決手続」

前学習院大学教授、元裁判官の草野芳郎弁護士から、我が国における土地の所有権の所在についての紛争及び境界についての紛争に関する解決手続について講義を受け、東ティモールの土地紛争解決に向けての示唆が与えられた。

(3) その他

その他、国土交通省政策統括官付地理空間情報課地籍整備室の担当官から国土調査事業の講義を受け、法務省刑事局の担当官から、マネーロンダリング・サイバー犯罪捜査の講義を受けたほか、当部大谷教官から日本の土地政策概観に関する講義を実施した。

## 2 訪問・見学

(1) 個人情報保護委員会

個人情報保護委員会を訪問し、担当官から個人情報保護法の基本に関する説明を受け、東ティモールにおける個人情報保護法制の検討に役立てることができた。

(2) 財務省理財局

財務省理財局を訪問し、担当官から国有財産法、国有財産の管理実務等に関する説明を受け、東ティモールの土地関連法の検討に役立てることができた。

## 3 協議

支援対象としている土地関連法のうち、主として、公有不動産に関する法制度（大統領令草案：the Bill on Regime Jurídico Domínio Público do Estado）について、協議・意見交換を実施した。

協議に先立って、公物法や国有財産法の講義を受けていたことにより、より深みのある協議をすることができた。

## 第4 おわりに

本共同法制研究において、東ティモールの司法省職員である研究員は、我が国の公物法、土地に関する紛争解決手続等の講義、個人情報保護委員会及び財務省理財局の訪問及び見学、協議等を実施することにより、法制度の具体的な仕組みについて知見を得て、法案起草能力の向上が図られ、我が国も、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することができた。

東ティモールに対する法制度整備支援の在り方として、東ティモールの持続的かつ効果的な発展を確保し、東ティモール及び我が国双方にとって継続的かつ緊密的で有意義な協力関係を構築するためには、基本的で重要な基盤となる法令について、計画の段階から共同法制研究、現地セミナー等で取り扱い、長期的視野に立った活動を実施することが重要であると考えられる。また、法律が成立した後においても、その運用が適切に

行われるよう支援することが重要である。

東ティモールでは、令和4年（2022年）に不動産登記法及び地籍情報法が施行されたとはいえ、必ずしも地籍調査や土地所有権の確定が円滑に進んでいるとは言えない状況であり、依然として、土地関連法の整備や円滑な運用が優先課題となっているため、引き続き日本の不動産関連法制や土地紛争解決に関する情報提供が不可欠である。

東ティモールとの共同法制研究は、前回令和2年（2020年）2月に実施したところ、その後、コロナ禍でしばらく実施することができなかったが、今回約5年振りに実施することができた。全体を通じて、内容は充実し、研究員の評価も高く、東ティモール司法省の法案起草能力の向上が図られ、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することができことから、有意義な共同法制研究であった。引き続き、日本の法制度整備支援の伝統である寄り添い型の姿勢を大切にしながら、東ティモールに対する法制度整備支援を継続してまいりたい。

最後に、御多忙の中、本共同法制研究に協力していただいた巨理名誉教授、草野弁護士その他の各講師及び各訪問先関係者の方々、通訳の辻村氏、在日本東ティモール大使館その他の関係者の皆様に、この場を借りて厚く感謝を申し上げたい。



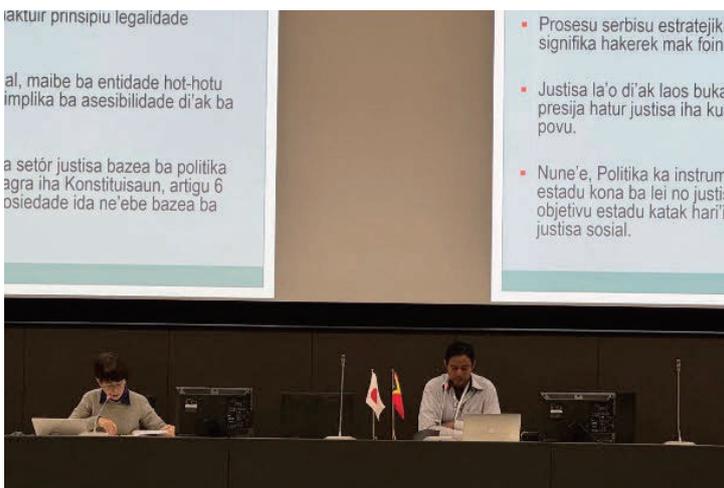
【集合写真】



【講義の様子】



【協議の様子】



【発表の様子】

## 令和6年度東ティモール共同法制研究日程表

(法案起草能力向上支援)

【令和7年1月13日(月)～23日(木)(移動日を含む。)]

[担当教官:大谷教官、原教官、樋口教官、担当専門官:矢口専門官]

月日	曜日	AM	PM	備考
1	月	(ディリ13:20発→デンパサル14:10着)		
13				
1	火	【入国】 (デンパサル0:20発→成田8:50着)	14:00 オリエンテーション IJC	IJC泊
14				
1	水	10:00 [東ティモール側発表・意見交換] 東ティモール土地問題・土地関連法の現状等 IJC	12:00 14:00 [講義] 日本の土地政策概観 (ICD 大谷洋史教官) IJC	17:00 IJC泊
15				
1	木	10:00 [講義] 国土調査事業 (国土交通省地理空間情報課地籍整備室 高壽俊秀係長) 法務省赤れんが棟	12:30 14:30 所長主催意見交換会 法曹会館	15:00 17:00 [訪問] 個人情報保護委員会 中央合同庁舎第7号館 IJC泊
16				
1	金	10:30 [講義] 公物法 (亘理格 北海道大学名誉教授) 法務省赤れんが棟	12:30 14:00 [訪問] 財務省理財局 財務省	17:00 IJC泊
17				
1	土			IJC泊
18				
1	日			IJC泊
19				
1	月	10:00 [講義] マネーロンダリング・サイバー犯罪捜査 (法務省刑事局公安課 丸山真里子局付) IJC	12:00 14:00 [講義] 土地に関する紛争解決手続 (草野芳郎弁護士) IJC	17:00 IJC泊
20				
1	火	10:00 [協議] 土地関連法案に関する協議 IJC	12:00 14:00 [協議等] 土地関連法案に関する協議・総括質疑及び意見交換 IJC	17:00 IJC泊
21				
1	水	【出国】 (成田11:00発→デンパサル17:25着)		デンパサル泊
22				
1	木	(デンパサル9:30発→ディリ12:20着)		
23				

## 令和6年度東ティモール共同法制研究

1	<b>カルメルインド・ダ・シルヴァ・カエタノ</b>
	<b>Mr. Carmelindo da Silva Caetano</b>
	司法省法律諮問立法局課長
2	<b>アフォンソ・ダ・コスタ・ベロ</b>
	<b>Mr. Afonso da Costa Belo</b>
	司法省土地財産局課長
3	<b>エリオ・ペレイラ・レベロ</b>
	<b>Mr. Helio Pereira Rebelo</b>
	司法省法律諮問立法局リーガルドラフター(弁護士)
4	<b>カルロス・セケイラ・レモス</b>
	<b>Mr. Carlos Sequeira Lemos</b>
	司法省司法大臣官房アドバイザー
5	<b>ホセ・アントニオ・バロス・カルバリオ</b>
	<b>Mr. Jose Antonio Barros Calvario</b>
	司法省登録公証局登記官・公証人
6	<b>ヴィクトル・デ・ファティマ・ヴァーディアル</b>
	<b>Mr. Victor de Fatima Verdial</b>
	司法省法律諮問立法局リーガルドラフター

## 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 大谷 洋史 (OTANI Hirofumi), Professor 原 彰一 (HARA Shoichi), Professor 樋口 瑠惟 (HIGUCHI Rui)

国際専門官 / Administrative Officer 矢口 昌宏 (YAGUCHI Masahiro)